

◎開発行為に伴う雨水貯留・浸透施設の設置について

対象となる開発行為については、次の基準により雨水流出抑制の為の貯留・浸透施設が必要となります。

開発面積	確保貯留量(haあたり)
1.0ha 以上	600 m ³ 以上
0.3ha 以上～1.0ha 未満	400 m ³ 以上
0.1ha 以上～0.3ha 未満	300 m ³ 以上
0.05ha 以上～0.1ha 未満	可能な範囲で

※分譲戸建住宅の開発については開発面積 0.3ha 以上とし、貯留量は上記の表とする。

※再開発型行為については、開発面積 0.1ha 以上で貯留量を 75 m³以上(ha あたり)とする。

対象開発行為 市街化区域において行う 0.05ha 以上または市街化調整区域内において行う、都市計画法第 29 条の許可を必要とする開発行為のほか開発指導基準に定める行為が対象となります。

施設の設置者 開発者自らに設置していただきます。

貯留方式 開発区域内の公園、緑地、駐車場、広場の各種の空間地や地下空間を利用して設置してください。ただし、砂防指定地内においては砂防指定地内行為許可技術基準によって下さい。

許容放流量 開発区域によって異なりますので事前協議時に聞いて下さい。

施設の維持管理 原則として開発者に行っていただきます。

施設の恒久化 設置された施設については恒久的なものとしします。

手続き 従来どおりの都市計画法に基づく開発許可申請の事前協議時に協議するか、それまでにお問い合わせ下さい。

対象地域

